

サン・アビリティーズいずも施設利用優先基準一覧表

NPO法人 出雲スポーツ振興21

順位	説明
1	障がい者及び団体の利用を優先いたします。
2	大会・展示会に係る優先基準は、次のとおりとする。 ①全国規模 ②中国規模 ③島根県規模 ④出雲市規模
3	利用日数に係る優先順位は次のとおりとする。 ①2日以上連続 ②1日 ③半日

*上記の表に示すものの他、別途調整が必要な場合は、出雲スポーツ振興21がこれを行う

(サン・アビリティーズいずもについての別記事項)

利用日が確定しても利用できない場合(選挙・市の特別行事・施設破損等)があります。